

低所得の子育て世帯向け 生活支援特別給付金

子育て支援課 ☎922-1476 ☎922-3274



対象者のうち、以下に該当する人は申請が必要です。申請書、必要書類等、詳細は市ホームページ（QRコード）で確認を。

ひとり親世帯

- ・公的年金等の受給により児童扶養手当を未受給
- ・児童扶養手当受給相当に家計が急変

ひとり親世帯以外

- ・16～18歳の児童のみを養育し、令和5年度住民税が非課税
- ・住民税非課税相当に家計が急変

■支給額 児童1人につき5万円

■申請方法 令和6年2月29日(木)までに、申請書等を持参または郵送で同課へ。



児童扶養手当 特別児童扶養手当

子育て支援課

●児童扶養手当 ☎922-1476 ☎922-3274

●特別児童扶養手当 ☎922-1483 ☎922-3274



▲児童扶養手当



▲特別児童扶養手当

いずれも、受給には届け出が必要です。支給額、所得制限額、除外条件等、詳細は市ホームページ（QRコード）で確認を。

児童扶養手当

以下の対象児童に該当する子どもを養育している父、母、または主として生計を維持する養育者に支給します。

■対象児童 18歳になった年の年度末までの子ども（一定の障がいがある場合は20歳未満）で、次のいずれかに該当する。

- ・父母の離婚や死亡（生死不明を含む）などにより父または母あるいは父母と生計を同じくしていない。
- ・父または母に一定の障がいがある。
- ・父または母から1年以上遺棄されている。
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている。
- ・母が未婚で出生した。
- ・父または母が配偶者からの暴力(DV)で裁判所から保護命令を受けている。

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを養育している父または母または養育者に支給します。

現況届、所得状況届の提出を

現在、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けている人は、現況届または所得状況届の提出が必要です。7月下旬に個別に送付しますので、同封の案内を確認し提出して下さい。

■児童扶養手当（現況届）

8月1日(火)～31(木)に案内に記載の方法（郵送・窓口）で提出。

■特別児童扶養手当（所得状況届）

8月1日(火)～13(日)（消印有効）に郵送で提出。

市長の資産等を公開

庶務課 ☎922-0954 ☎922-3091

「政治倫理の確立のための草加市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、令和4年12月31日現在の市長の資産等並びに令和5年4月1日現在で報酬を得て職についている会社等を公開します。

■預金・貯金 預金の総額（当座・普通預金を除く）：110万円

■自動車：軽自動車2台、その他1台

■会社等：東埼玉資源環境組合（理事）、埼玉県都市ボートレース企業団（議員）、草加八潮消防組合（管理者）、学校法人獨協学園（評議員）

■6月の放射線量等 ○大気中放射線量(単位：マイクロシーベルト/時) 最大値0.07/最小値0.05（市役所前）

住民税非課税世帯 臨時給付金

臨時給付金コールセンター ☎0570-000-653 ☎922-1062

対象世帯に「支給のお知らせ」、「確認書」、「申請書」のいずれかを送付します。

■対象世帯 令和5年6月1日時点で市の住民基本台帳に登録があり、世帯全員が令和5年度の住民税均等割非課税の世帯

■送付時期 「申請書」は8月8日(火)を予定（「支給のお知らせ」「確認書」は送付済み）

■支給額 1世帯につき3万円

■申請方法

①「支給のお知らせ」が届いた場合 お知らせに記載の口座で受給する場合、手続きは不要。

②「確認書」「申請書」が届いた場合 確認書または申請書と、必要書類を10月31日(火)までに返信用封筒で返送。

草加モノづくりブランド 製品・技術・食品を募集

草加モノづくりブランド実行委員会事務局
(草加商工会議所内) ☎928-8111 ☎928-8125



市内で製造された独自性のある優れた工業製品や技術、食品を「草加モノづくりブランド」として認定します。

認定された製品等は、市や草加商工会議所のホームページで紹介。同ブランドのロゴマークの使用や展示会でのPRなど、認知度向上や販路拡大の支援が受けられます。

■認定対象製品等 市内事業所で製造または企画開発された工業製品・技術・食品で、すでに一般に販売や実用化されているもの等。各部門で要件が異なります。

■事業者の応募資格 市内で1年以上継続して事業を営んでおり、かつ次のいずれかに該当する事業者

- ・市内に本社を有する中小製造業者等
- ・市内に開発・製造部門の事業所があり、該当事務所で対象製品・技術を開発または製造している中小製造業者等
- ・中小企業が主たる構成者となって活動している協同組合等の団体、任意グループ

■11月17日(金)までに草加商工会議所、産業振興課で配布する応募用紙（市ホームページ（QRコード）からも入手可）に必要書類を添えて〒340-0016中央2-16-10同会議所へ。

熱中症から身を守りましょう

健康づくり課 ☎922-1156 ☎922-1516

熱中症は、屋外だけでなく室内でも発症します。また、症状によっては若い人でも重い後遺症が残る場合も。暑さに正しく対応し、発症を予防しましょう。



熱中症警戒アラートを活用

熱中症の危険性が高い際に発表。防災行政無線等でお知らせします。なるべく外出を控えましょう。



▲熱中症警戒アラート



こまめな水分補給

のどが渇く前に水分補給を（1日当たりコップ5～6杯が目安）。大量に汗をかいた時は、塩分も忘れずに。



身近な人への声かけを

高齢者や子ども、持病のある人等の発症リスクの高い人へ、夜間も含めたエアコンの使用やこまめな水分補給等の声かけを。